

県土整備部工事成績細目評定要領

最終改正 令和4年9月22日

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県県土整備部が発注する建設工事（建築及び建築設備工事を除く）に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な細目を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の方法等)

第2条 評定にあたって、工事成績の評定者は「採点項目表（完成・一部完成）」（細目様式第1号その1）又は「採点項目表（中間）」（細目様式第1号その2）により評価の判定を行うものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を書類にて提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

2 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表」（細目様式第2号）によるものとする。

(評定の必要がない工事)

第3条 以下の工事は、評定の必要がない工事として、評定の対象から除く。

(1) 災害応急仮工事

ア 風水災害協定に基づく緊急対策工事

イ 災害対応の緊急性により特命随意契約をした工事（アを除く）

ウ 災害工事で品質管理を伴わないもの

I) 流木撤去工事、II) 土砂撤去工事、III) その他これらに類するもの

(2) 役務的な工事

I) 除草、II) 側溝清掃、III) 伐採・伐木、IV) 路面清掃

(3) 工事を伴わない仮設賃料、保守点検工事

(4) 品質管理を伴わない管理工事

I) 土砂置き場管理工事

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年7月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月1日以降に検査を行う全ての工事に適用する。